

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>（労働者への通知）</p> <p>第一条 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 二（略）</p> <p>三 会社分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）以後における分割会社及び承継会社等の商号、住所（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百六十三条第一項に規定する新設分割設立会社にあつては所在地）、事業内容及び雇用することを予定している労働者の数</p> <p>四 七（略）</p> | <p>（労働者への通知）</p> <p>第一条 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 二（略）</p> <p>三 会社分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）以後における分割会社及び承継会社等の商号、住所（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百六十三条に規定する新設分割設立会社にあつては所在地）、事業内容及び雇用することを予定している労働者の数</p> <p>四 七（略）</p> |